

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区 [指定：平成25年2月、認定：平成25年11月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(5.0 + 3.7) / 2 = 4.4$

4.4

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	介護保険料の上昇率の抑制	220%	5
2	在宅を可能とする最先端介護機器等の活用による産業振興	200%	5
3	在宅高齢者の増加とQOLの向上	101%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 3 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 5.0$

5.0

※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.7

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値 $(3.8 + 3.4 + 3.2) / 3 = 3.5$

3.5

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業 (事項)

・地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業及び介護予防ポイント事業

(概要)

【介護機器貸与モデル事業】

・介護保険給付の対象となっていない介護機器について、一定の条件を満たすことにより、地域支援事業を活用して福祉用具の貸与等が実施できる。

【介護予防ポイント事業】

・高齢者が、①民間事業者等が行う健康づくりに資する事業又は②介護予防事業の担い手としての地域活動に積極的に取り組んでいることを評価してポイントを付与し、貯まったポイント数に応じて換金等ができる事業を地域支援事業で実施できる。

(規制所管府省(厚生労働省)の評価)

・特例措置による事業の利用者数が少なく、現時点では効果についての評価は困難。

・事業の利用者数が少ない原因等を分析し、今後、事業の効果に関する調査がより精度の高いものとなることを期待。

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
(事項)

・医療法人による配食サービスの実施事業

(概要)

・国との協議の結果、医療法人による配食サービスの実施が可能であることが確認された。

■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価
(事項)

・訪問看護・訪問介護事業者に対する駐車許可簡素化事業

(概要)

・国との協議の結果、訪問介護事業所等における利用者の緊急の求めに応じて訪問する場合を想定した、包括的な時間での駐車許可が可能であることが確認された。

専門家による評価の平均値

3.8

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.4

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.2

Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

・介護予防ポイント、介護機器貸与プロジェクトという全国でも先進的な取組を着実に実行し、効果を上げている点は高く評価できる。今後は他地域での政策決定の根拠となるようなデータ収集が望まれる。

・現在急増している高齢者は団塊世代の「元気シニア」であり、通所介護サービスの一人当たりの給付額の伸びと高齢者の増加率の伸びを比較するのは適当でない。

・在宅要介護高齢者の割合を正確に把握するために、施設定員数の状況等、補足的な情報が必要である。

・介護保険料以外の在宅介護費用についても、更なる調査によってより明確に示すべきである。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(4.4+3.5+4.0)/3=4.0$

4.0

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。